令和８年度富士吉田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障害者の自立の推進に資するため、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

２　方針の適用範囲

調達方針は、富士吉田市のすべての機関における物品等の調達に適用する。

３　対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、所在地または住所が富士北麓圏域障害者自立支援協議会構成市町村にある、法第 2 条第 4 項に規定する施設等とする。

４　対象とする物品等

市が調達する物品等は、施設等が提供可能であり、市が予算の適正な使用、経済性、公正性に鑑み発注が可能な物品及び役務とする。

５　調達目標

調達額の目標は前年度の実績を上回ることとし、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、施設等からの物品等の調達に努める。

６　調達の推進方法

（１）市民生活部福祉課は、施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報をもとに適用機関へ提供する。

（２）新たに物品等の調達を行う場合には、施設等からの調達の可能性について検討する。

（３）施設等への発注にあたっては、施設等の供給能力に合わせ調達が可能になるよう履行期限や条件等に考慮するよう努める。

（４）施設等が小規模等の理由により単独での受注が困難な場合には、複数の施設等による受注を取りまとめる共同受注窓口の活用に努める。

（５）施設等からの物品等の調達に関しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用する。

７　調達実績の公表

会計年度の終了後、調達の実績の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

問合せ先：富士吉田市市民生活部福祉課